

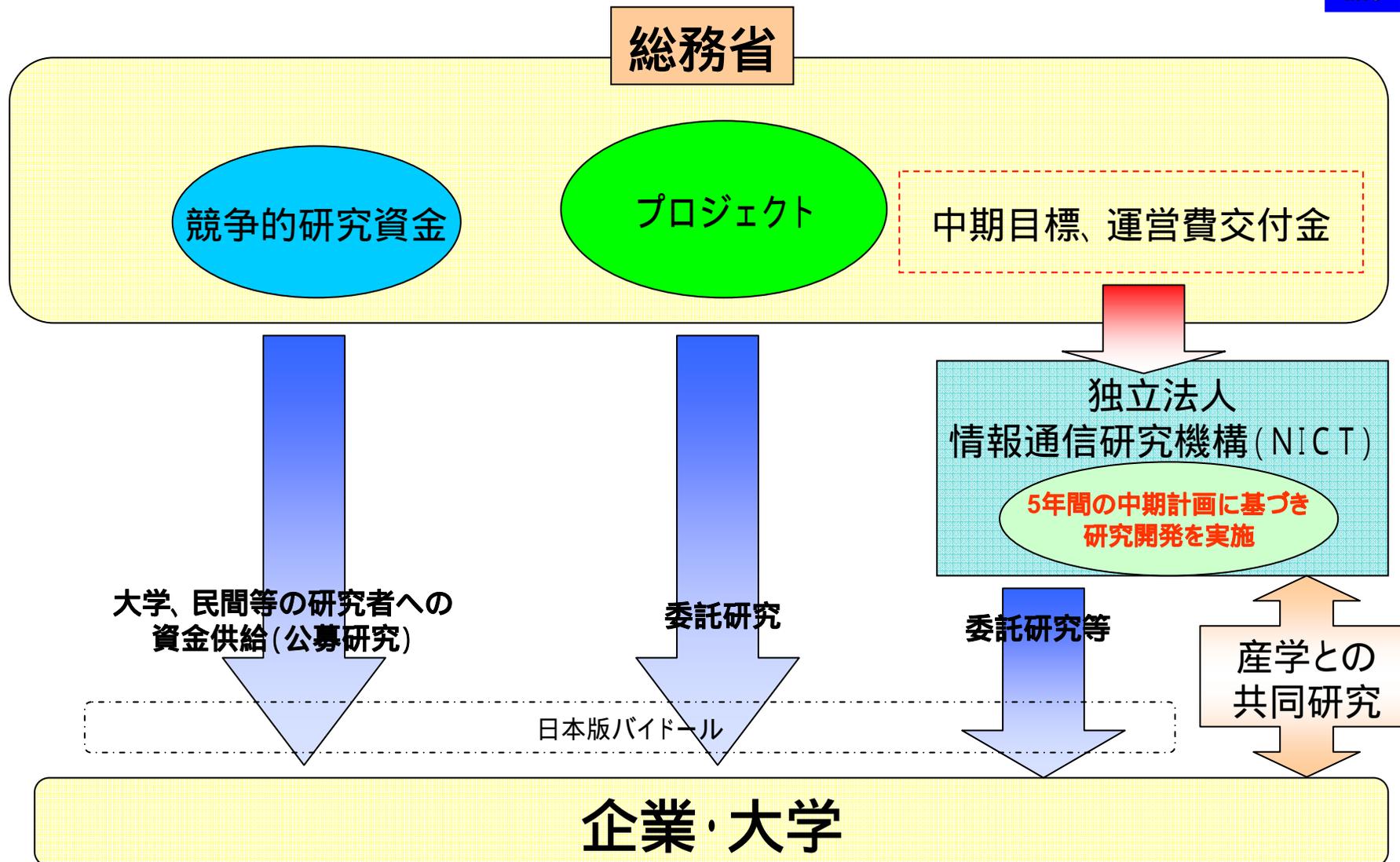
総務省の研究開発における 知的財産に関する取組状況について

平成18年1月31日

総務省

総務省の研究開発推進体制

MIC



NICTが自ら実施する研究開発に関する知的財産

MIC

知的財産の取得・帰属

研究成果を創出した場合は機関に届出(規程で明示)
機関帰属の対象は、産業財産権、プログラム等の著作権、ノウハウ等
日本版バイドール規程を全ての委託研究に適用

知的財産の管理

取得した知的財産は知財部門が一元管理

研究員へのインセンティブ

特許実施料の35%支給(規程による明確化)
知的財産の取得を研究者評価に反映
報奨金の対象は常勤職員だけでなく、非常勤研究員、研修員まで広く適用

NICTの技術移転

MIC

知的財産の技術移転

外部からの対応窓口を知財担当部門に一元化
技術移転機関(総務大臣認定TLO NICTインキュベーションズ)を
活用した技術移転活動

発明者自身によるベンチャー起業支援等

プレベンチャー制度(業務として起業準備を認める)
ベンチャー支援制度(施設貸与等)
ベンチャー起業を含め、研究者を対象に、知的財産について研修を実施

総務省の認定TLO

MIC

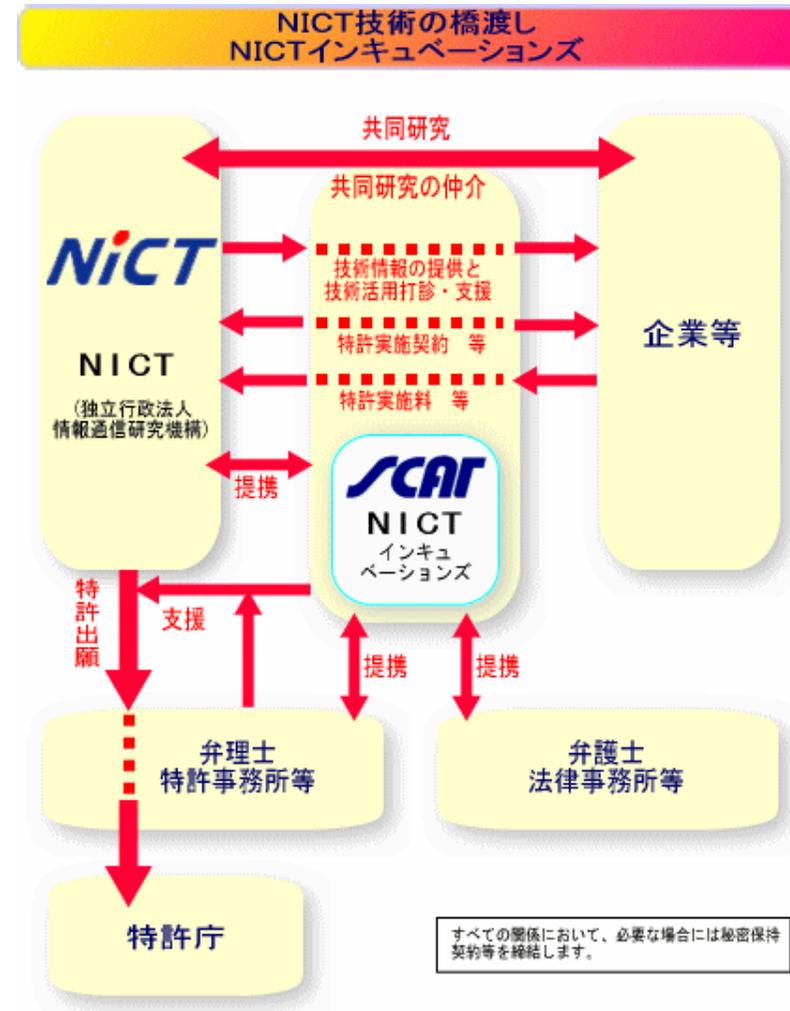
1. 認定を受けた者及び技術移転部門の名称
(財)テレコム先端技術研究支援センター
NICTインキュベーションズ

2. 所在地
東京都新宿区新宿1-20-2

3. 業務内容

- ・技術情報の提供
- ・共同研究推進の支援
- ・技術の紹介と活動の打診
- ・技術活用上の問題解決への支援
- ・NICT研究者の知的所有権への支援
- ・TLO間の連携強化

4. 認定を受けた日
平成16年4月



NICTにおける産学官連携その他の取組

MIC

共同研究等について

共同研究、受委託研究等連携制度を用意
共同研究に関する規程等を整備し、取扱ルールを明確化

その他の取組状況

ホームページ等での情報提供
知的財産ポリシーの策定
共同研究等の成果・機密情報等の守秘義務は契約等により明確化